



新潟県産業労働部

新型コロナウイルス感染症 で影響を受ける皆様へ

事業を営む皆様向け

お困りごとの相談	P 1
資金繰り	P 2
感染防止対策	P12
経営基盤の強化	P14
雇用維持	P17

就業又は求職している皆様向け

お困りごとの相談	P18
生活資金	P19
再就職	P21
雇用維持	P22

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/corona-sangyo>
QRコード



令和2年7月29日 現在

経営に関する相談窓口の開設

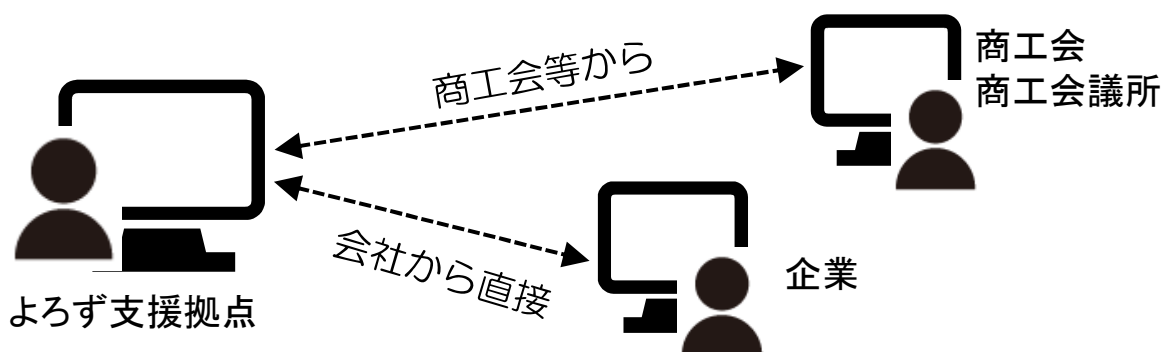
新潟県「中小企業金融相談窓口」

- 資金繰りや融資に関して、県庁の担当者が電話相談に応じます。
(産業労働部 創業・経営支援課 金融係)

電話番号：025-285-6887
対応日時：平日8:30~17:30

支援機関・商工団体の経営相談窓口

- 「よろず支援拠点」(にいがた産業創造機構内)に経営相談窓口を開設し、中小企業診断士など、経営の専門家が相談に応じます。
電話番号：025-246-0058
URL : <http://www.nico.or.jp/yorozu/>
- 県下119の商工会・商工会議所の経営指導員等が、資金借入れに係る計画書等の作成支援を含め、伴走的に経営支援を行います。
- 対面による感染リスクを回避しつつ、パソコンのモニターを通じて専門家によるアドバイスを受けることができるよう、ウェブ会議システムを活用した遠隔相談も利用できます。



県制度融資による資金繰り支援

長期・低利・固定の融資により資金を提供します。

国の保証制度と一体的に中小企業・個人事業者の皆様の資金繰りを支援します。

県制度融資は、一部のメニューを除き、借入れ債務を保証する、信用保証協会の保証をつけることが前提となります。

県内に所在する地方銀行、都市銀行、信用金庫、信用組合、商工中金などの43機関が制度融資の窓口となっていますので、取引のある金融機関、あるいは最寄りの金融機関にご相談ください。

元金の返済猶予

○県制度融資により借入れをしている方は、4月21日から返済開始後の元金返済が最長1年まで猶予できるようになりました。

○希望される方は、借入れした窓口の金融機関にご相談ください。

【該当資金】

地方産業育成資金、売掛債権活用資金、短期事業資金を除く全ての県制度融資

【対象者要件】

最近1か月又は3か月間の売上等、粗利益等又は売上高経常利益率が前年同期に比して、同じか減少している者

【取扱期間】

令和3年3月31日まで申し込み可

中小企業・個人事業者向け

県内金融機関への金融円滑化要請

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等、事業者の皆様において、資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、県内金融機関等に対して要請を行いました。

- 県制度融資の積極的な活用
- 適時適切な貸出
- 返済猶予等の既往債務の条件変更
- その他、企業の実情に応じた弾力的な対応

県制度融資の申込・相談は、お取引のある金融機関または最寄りの各支店にて受け付けております。

取扱金融機関は、下記をご参照ください。

【県制度融資の取扱金融機関】

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協

融資メニューの充実・拡充

1 新型コロナウイルス感染症対策特別融資

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上減少など損害が生じている又は、今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある中小企業者を対象とするメニューを用意しました。
- この特別融資は、売上減少の度合いは問いません。
- 3月23日から貸付条件を拡充しました。

融資限度額：3,000万円→5,000万円
融資期間：最長7年→最長10年
据置期間：最長2年→最長3年

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 5,000万円（既存借入とは別枠）

【融資期間】 10年以内（据置3年以内）

【金利】 年1.15%～年1.75%（自然災害と同等）
（融資期間に応じて4段階の金利設定）

信用保証「セーフティネット保証」との関係は？

- ・セーフティネット保証は、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠で保証する制度です。
- ・売上高が前年同月比20%以上減少等している場合、別枠で借入債務の100%を保証する制度の対象となります。（セーフティネット保証4号）
- ・特に重大な影響が生じているものとして、国が指定した業種において、売上高が前年同月比5%以上減少等している場合は、別枠で借入債務の80%を保証する制度の対象となります。（セーフティネット保証5号）

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会の本店又は支店にお問い合わせください。

中小企業・個人事業者向け

2 セーフティネット資金(経営支援枠・危機関連保証要件)

○国が100%を保証する「危機関連保証」を措置したことを受けて、この保証制度とセットとなるメニューを用意しました。

- 【資金の使いみち】 運転資金、設備資金
- 【融資限度額】 5,000万円
- 【融資期間】 10年以内(据置2年以内)
- 【金利】 年1.25%~年1.85%
(融資期間に応じて4段階の金利設定)

3 小規模事業者向け「短期事業資金」

○小規模事業者の皆様が、仕入れや決済等の一時的なつなぎ資金として活用できるメニューです。

- 【資金の使いみち】 運転資金
- 【融資限度額】 500万円
- 【融資期間】 1年以内
- 【金利】 年1.50%

小規模事業者とは？

商業・サービス業	製造業・その他
従業員5人以下	従業員20人以下

【お問合せ先】
県中小企業金融相談窓口 025-285-6887
最寄りの金融機関でもお問合せに応じます。
「新型コロナウイルス感染症対策の融資(県ホームページ)」
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/corona-sangyo>

中小企業・個人事業者向け

4 新型コロナウイルス感染症対応資金

※3年間実質無利子、保証料ゼロ

○セーフティネット資金（経営支援枠）に、3年間実質無利子や保証料ゼロの融資枠を用意しました。県制度融資も含めた保証付きの既往債務の借換も対象です。

【対象者】 新型コロナウイルスの影響で売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者

【融資限度額】 4,000万円（既存借入とは別枠）

【利子補給】 本融資を受けた者のうち、下記に該当する方

〈売上高減少〉 ※補給期間は3年間

①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る) ▲5%以上

②小・中規模事業者（上記を除く） ▲15%以上

【保証料減免】本融資を受けた者のうち、下記に該当する方

〈売上高等減少〉 ①及び②の方…ゼロ ③の方…1/2負担

①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る) ▲5%以上

②小・中規模事業者（上記を除く） ▲15%以上

③小・中規模事業者（上記を除く） ▲5%以上

【融資期間】 10年以内（据置5年以内）

【取扱期間】 令和2年5月1日～令和2年12月31日(※)

※令和2年12月31日までに保証申し込みを受け付けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものが対象です。

※令和2年4月27日から金融機関及び県の「中小企業金融相談窓口」で事前相談を受付開始

【お問合せ先】

県中小企業金融相談窓口 025-285-6887

最寄りの金融機関でもお問合せに応じます。

「新型コロナウイルス感染症対策の融資（県ホームページ）」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/corona-sangyo>

中小企業・個人事業者向け

5 実質無利子でのつなぎ融資

○県制度融資取扱金融機関において、「新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金」が実行されるまでの間、実質無利子でのつなぎ融資を実施しています。

【概要】 「つなぎ融資」は、緊急な資金需要に対応するため、信用保証協会の事前相談が終了した段階で正式な融資に比べて簡略な手続きで「つなぎ」として行われる融資です。

新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・保証料ゼロの県制度融資）の借入れを行う中小企業者で、つなぎ融資を利用される方に対し、つなぎ融資分の利子を補給し、実質無利子化します。

【対象者】 「新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金」の借入を行う中小企業者

【融資限度額】 4,000万円

【補給期間】 つなぎ融資実行日～本融資実行日の間

【補給率】 10/10

※つなぎ融資も希望される方は、新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金を申し込まれる際に、県制度融資取扱金融機関に御相談ください。

【お問合せ先】

県中小企業金融相談窓口 025-285-6887

最寄りの金融機関でもお問合せに応じます。

「新型コロナウイルス感染症対策の融資（県ホームページ）」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/corona-sangyo>

国による資金繰り支援制度

融資メニューの充実・拡充

1 セーフティネット貸付 ※特定措置による要件緩和

○売上高の減少割合にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者の方も利用できるようになりました。

(通常は前年同期比または前々年同期比で売上高5%減少)

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業：7.2億円、国民事業：4,800万円

【融資期間】 設備15年以内、運転8年以内（据置3年以内）

【金利】 中小事業：年1.11% 国民事業：年1.91%

2 新型コロナウイルス感染症特別貸付

○売上高が前年同期または前々年同期比で5%減少し、業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）の方が利用できます。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業：6億円、国民事業：8,000万円

【融資期間】 設備20年以内、運転15年以内（据置5年以内）

【金利】 中小事業：年0.21% 国民事業：年0.46%

※当初3年間の金利（基準金利より0.9%の引下げ）

【担保】 無担保

中小企業・個人事業者向け

3 商工中金による危機対応融資

○信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施し、資金繰り支援を実施します。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【融資限度額】 6億円

【融資期間】 設備20年以内（据置5年以内）

運転15年以内（据置5年以内）

【金利】 年0.21%（通常は年1.11%）

※当初3年間の金利（基準金利より0.9%の引下げ）

※7月から、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施予定

4 新型コロナウイルス対策マル経融資

○前年同期比または前々年同期比で売上高が5%以上減少している小規模事業者の方は、通常のマ経融資に加えて、追加融資を利用できます。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 通常マル融資（2,000万円）＋別枠1,000万円

【融資期間】 設備10年以内（据置4年以内）

運転7年以内（据置3年以内）

【金利】 年0.31%（通常は年1.21%）

※当初3年間の金利（基準金利より0.9%の引下げ）

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者が無担保・無保証人で利用できる融資制度。

中小企業・個人事業者向け

5 特別利子補給制度

○フリーランスを含む個人事業主の方、また売上高が急減した事業者の方は、国の利子補給を受けることができます。

【適用対象】 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、商工中金による危機対応融資及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」を借り入れた中小企業者で、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模)
- ② 小規模事業者(法人)：売上高15%減少
- ③ 中小企業者(①②を除く)：売上高20%減少
※前年同期または前々年同期の売上高と比較

【利子補給期間】 借入後当初3年間

【補給対象上限】 中小事業：2億円 国民事業：4,000万円
危機対応融資：2億円

6 衛生環境激変対策特別貸付

○旅館業、飲食店・喫茶店営業で、前年同期比または前々年同期比で売上高が10%以上減少し、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている方が利用できます。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠 1,000万円
(旅館業は、別枠 3,000万円)

【融資期間】 運転7年以内(据置2年以内)

【金利】 年1.91%

※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については-0.9%

中小企業・個人事業者向け

【お問合せ先】

日本政策金融公庫

(平日) 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

(土日・祝日) 国民生活事業 0120-112-476

中小企業事業 0120-327-790

日本政策金融公庫

新潟支店 国民生活事業 025-246-2011

中小企業事業 025-244-3122

長岡支店 国民生活事業 0258-36-4360

三条支店 国民生活事業 0256-34-7511

高田支店 国民生活事業 025-524-2340

商工組合中央金庫相談窓口

(平日・土日・祝日) 0120-542-711

県内商工会・商工会議所（マル経融資の相談）

商工会連絡先（商工会連合会ホームページ）

http://www.shinsyoren.or.jp/home/300_about/330_shoukoukaiichiran

商工会議所連絡先（商工会議所連合会ホームページ）

<https://www.niigata-cci.or.jp/kenren/meibo/>

日本政策金融公庫の融資制度・相談窓口（ホームページ）

<https://www.jfc.go.jp/>

県による 新型コロナウイルス感染防止対策への支援

感染防止対策を「見える化」するピクトグラムの提供

- 事業者の皆様が自主的に取り組む感染防止対策について、県が分かりやすく表示できるツール（ポスター様式、ピクトグラム）を提供することにより、感染防止対策の「見える化」を後押しします。
- ポスター・ピクトグラムのデータは、県ホームページから入手できます。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shogyoshinko/pictogram.html>

（参考）ピクトグラムとは

不特定多数の人が利用する施設等において、文字や言語によらずに情報を分かりやすく提供する図形（サイン）のこと。分かりやすく、理解が容易な情報提供手法として、様々な施設等で広く使用されています。



（完成イメージ）

中小企業・個人事業者向け

新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金（三密対策支援金）について

【趣 旨】

この支援金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、事業者が取り組む「新しい生活様式に対応した感染予防の設備整備等」を支援するものです。

【対象者】

- (1) 新潟県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主であること。（社団法人、財団法人、NPO法人等を含む）
- (2) 県民に直接サービスを提供する施設を有する下記の業種であること。（飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業（集会場））

【対象経費】

令和2年4月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染予防に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する経費。

ただし、「衛生用品」（マスク等）のみの経費は支給対象外です。

※ 国等が行う支援制度に申請した（又は今後申請予定の）経費は対象になりません。

【支給額】

一事業者あたり5万円～20万円〔補助率 10分の10〕

※ 要件を満たす総額5万円以上の経費（税抜）について、20万円を上限に実費（実際に支払った金額）を支給します。

【受付期間】

令和2年6月30日（火曜日）～令和2年7月31日（金曜日）

※ 予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。
その場合は、受付終了の概ね1週間前に県ホームページ等でお知らせします。

【お問合せ先】

新潟県三密対策支援金センター

〔受付時間〕 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

〔電話番号〕 025-282-1759

「三密対策支援金について（県ホームページ）」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kokusaikanko/shienkin.html>

中小企業・個人事業者向け

県による経営基盤の強化に向けた支援

感染症対策医療資機材開発支援事業補助金

○感染症対策に役立つ医療資機材の開発に取り組む県内企業に対し、試作開発に要する経費を補助することにより、県内企業の感染症対策医療資機材分野への事業展開を支援するとともに、感染症対策医療資機材の供給拡大を図ります。

【対象者】 県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主

【対象事業】 感染症対策に役立つ医療資機材の試作開発事業

※感染症対策に役立つ医療資機材とは、医療・福祉分野の業務に従事する者が感染症を予防するために使用する資機材をいいます。

【補助額】 上限額：150万円 下限額：50万円 補助率：1/2以内

【補助対象経費】 原材料費、備品費、外注加工費、評価試験等委託料、使用料、専門家等謝金、専門家等旅費

【スケジュール】 7月中旬～8月中旬 公募期間
8月下旬～ 審査
9月上旬～ 交付決定

【お問合せ先】

新潟県産業労働部産業振興課新分野育成係

025-280-5718 ngt050030@pref.niigata.lg.jp

サプライチェーン・生産拠点に対する支援

○新型コロナウイルス感染症の影響による県内中小企業等の国際的なサプライチェーンの見直しを促進するため、国内外における複数の供給網の構築検討に要する経費の一部を支援します。

【補助率】 1/2

【補助上限額】 1,500千円

【補助対象経費】 調査費、旅費、謝金、通訳・翻訳費、委託費 など

※ にいがた産業創造機構（NICO）に事業委託

中小企業・個人事業者向け

国内回帰に伴う県内への生産拠点の新・増設支援

○新型コロナウイルス感染症の影響により、サプライチェーンを見直し、生産拠点の国内回帰等を進める企業に対し、県内製造拠点の新・増設を支援します。

- 【対象企業の要件】 県が本県への立地または拡張を働きかけている企業であって、次の要件を満たすこと
事業計画が、以下の①又は②に該当し、新規常用雇用者等を5人以上増加する計画であること
- ① 国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の交付を受けて県内に設備投資を行う場合
 - ② ①以外で以下のいずれかに該当する場合
 - ア 海外で生産していた製品等を国内で生産するため、県内に設備投資を行う場合
 - イ 輸入していた製品等を自社で製造するため、県内に設備投資を行う場合
 - ウ 他社のサプライチェーンの見直しにより、新たな調達先となった企業が生産能力を高めるため、県内に設備投資を行う場合

【補助内容】 設備導入費の5%（建物を除く）

※設備導入費が1億円を超える場合に限りです。

- 【その他】 ○国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」と併用可能です。
○適用にあたっては事前の手続き・審査が必要になります。
○本補助制度を活用する企業のうち、新潟中条中核工業団地の分譲を希望する企業については、3割引で用地を分譲します。

【お問い合わせ先】

新潟県産業労働部産業立地課

TEL：025-280-5248

FAX：025-280-5508

E-mail：ngt050080@pref.niigata.lg.jp

中小企業・個人事業者向け

「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業

【趣 旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントの中止・延期や、外出自粛など県内経済に幅広く影響が出ており、緊急事態宣言解除後も、売上の回復にいたっていない業種もあるため、県内の各種団体等が実施する消費喚起や需要拡大に向けた取組を支援するものです。

【対象者】

県内の中小企業者等により構成する団体、協同組合、商工団体、商店街、一般社団法人・一般財団法人 等

【対象経費】

- ・消費喚起や需要拡大につながるキャンペーンやイベントなどの事業に係る経費
- ・単一市町村内や県内の複数市町村等への波及する取組
※事業に必要な商品・サービス等は県内事業者を活用

【補助限度額】

1団体あたり300万円～1,000万円を基本〔定額補助〕
※ 外部有識者等による審査を行った上で採否を決定します。

【募集時期】

事業の詳細、募集開始時期等については、決定次第、改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

新潟県産業労働部産業政策課
TEL：025-280-5234
FAX：025-285-3783
E-mail：ngt050010@pref.niigata.lg.jp

中小企業・個人事業者向け

国による雇用維持に向けた支援

雇用調整助成金の特例措置

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成（特例措置を適用）

【助成率】 中小企業4/5、大企業2/3

解雇等をしない場合は、中小企業10/10、大企業3/4

※特例期間：令和2年4月1日～9月30日

【お問合せ先】

最寄りのハローワーク

又は助成金センター（025-278-7181）

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

- 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成

【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※支給額は（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を日額上限とする

【適用日】 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

電話 0120-60-3999

受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

労働に関する相談窓口

新潟県労働相談所

○新潟、長岡、上越の3か所の労働相談所で、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止め、休業や休暇の扱いなどの労働問題について、電話での相談に応じます。

<相談窓口>

相談所	住所	電話番号
新潟労働相談所	新潟市秋葉区新津4524-1 (新潟地域振興局新津庁舎内)	0250-23-6110
長岡労働相談所	長岡市沖田2丁目173-2 (長岡地域振興局)	0258-37-6110
上越労働相談所	上越市本城町5-6 (上越地域振興局内)	025-526-6110

<受付時間>

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休日を除く)

国による特別労働相談窓口

○解雇、休業手当、年次有給休暇等に関する相談

最寄りの労働基準監督署へ

勤労者・離職者向け生活資金等の融資

勤労者生活支援特別ローン

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対して、生活資金等を融資します。
- 相談・お申し込みは、最寄りの新潟県労働金庫へお問い合わせください。

貸付対象者	新潟県内に居住し、次の全てに該当する方 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった次のいずれかに該当する方 (1)小学校等の臨時休業により休職を余儀なくされた勤労者 (2)受注減など勤務先の事業縮小により就業日や就業時間が短縮された勤労者 (3)取引の相手方から契約変更等を求められたフリーランス、個人事業主 (4)その他上記に準ずると認められる方 2. 満18歳以上の方 3. 家計年収が150万円以上の方 4. 保証機関（日本労信協）の保証を受けられる方
資金使途	生活資金等
貸付金額	10万円以上30万円以内（1万円単位）
貸付利率	年1.70パーセント（固定金利）
返済期間	5年以内 ※最長6カ月間元金据置返済可
返済方法	元利均等月賦償還
担保	不要
保証	保証機関の保証（保証料は労働金庫負担）

就業者・求職者向け

離職者生活ローン

○倒産や解雇等、自己の責任によらない理由で離職した方に対して、生活資金等を融資します。

○相談・お申し込みは、最寄りの新潟県労働金庫へお問い合わせください。

貸付対象者	次の全てに該当する方 ①自己の責任によらない理由で離職した方 ②就職活動中又は職業訓練を受講中（受講予定も含む）の方 ③雇用保険の失業給付を受けるための要件を満たしている方
資金使途	雇用保険失業給付までのつなぎ資金等の生活資金等 （子弟の進学等に必要最小限の教育費等を含む）
貸付金額	10万円以上50万円以内（1万円単位）
貸付利率	年1.70パーセント（固定金利）
返済期間	5年以内 ※最長6か月間元金据置返済可
返済方法	元利均等月賦償還
担保	不要
保証	保証機関の保証（保証料は労働金庫負担）

職業訓練による再就職支援

優先枠の設定

- 新型コロナウイルス感染症対策の影響により離職された方や、事業の継続が困難となった個人事業主の方については、優先的に職業訓練を受講していただけます。

実施している職業訓練

- 機械、溶接などのものづくり分野のコース
- ビジネス、IT、介護などのコース

詳しくは、テクノスクールホームページ
<http://www.techno.ac.jp/> まで。

受講料は原則無料です。

※一部コースについては受講料が必要となるコースがあります。

※教材費、資格試験受験料など、一部自己負担となるものもあります。

訓練受講中の支援

- 離職された方は、雇用保険から失業給付を受けながら受講できる場合があります。
- 個人事業主の方など、雇用保険を受けられない方についても公共職業安定所長の受講あっせんを受け、かつ、年収や世帯収入、世帯資産が一定要件に該当する場合、「訓練受講給付金」が支給されます。

受講を希望される方は

まず、

最寄りのハローワーク

にご相談ください。

国による雇用維持に向けた支援

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

○新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により支給されます。

【対象者】 令和2年4月1日～9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

【支給額】 $\frac{\text{休業前の1日あたり平均賃金} \times 80\%}{\text{①1日あたり支給額（11,000円が上限）}}$ ×
 $\frac{\text{（各月の日数）} - \text{就労した又は労働者の事情で休んだ日数}}{\text{②休業実績}}$

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276

受付時間 月～金 8:30～20:00

土日祝 8:30～17:15